

(1) 法と臨床の協働

本書は、家族、学校、職場などの現場で公認心理師、臨床心理士、社会福祉士など対人援助に携わる実務家や心の専門家に是非とも知っておいていただきたい法の基礎知識、法的なものの考え方を提示しますが、それは単なる法律の解説ではありません。

対人援助者はただ法律を覚えるだけでなく、それが刻一刻と動く対人援助活動に即したものでなければ意味がありません。法的な介入が臨床的にどのような作用を及ぼし、対人援助活動をどのように有効に展開させることができるかということが重要になります。

同様に、子どもなどの弱者を守り保護するためには、心理臨床の理論や技法だけでは対応しきれません。そのためには問題や紛争に応じた法や制度を知り、それを発動するための具体的な法的要件を把握していなければ、緊急事態に対応できません。そうした法制度を正しく用いることが、対人援助活動において、最適切かつ多層的な援助やサービスを提供することにつながります。

本書は、このような目的のために、対人援助者が実務で直面する諸問題を取り上げて、法と臨床を架橋する実践知をまとめたものです。

近年のわが国では、子どもの問題として少年非行、家族では児童虐待、離婚に伴う子どもの奪い合い、ドメスティックバイオレンス（DV）、高齢者虐待などが問題となり、学校ではいじめや体罰、職場ではハラスメントや過重労働などが大きな社会問題となっています。

このような問題や紛争はいずれも「法」と「臨床」の両方に関わるのが特徴です。例えば、夫婦・親子・親族という家族関係の歪みが、離婚・DV・虐待・扶養問題など法に関わる問題として立ちあがってきます。それゆえ、そうした家族の紛争解決のためには、法に焦点を当てたアプローチと同時に、その水面下にある関係の歪みに臨床的アプローチをしなければなりません。

同様に、家族、学校、社会という子どもたちを取り巻く環境の歪みが、非行や

いじめ問題などに反映されます。その問題が家庭裁判所や児童相談所に係属すれば、少年法や児童福祉法に基づきながら家族や学校における関係の調整が必要になります。こうしたことが、子どもや家族に関する問題解決に、法と臨床の協働による関与が求められる1つの理由です。

さらに、法と臨床の協働の必要性は、以下に示すように、それぞれのアプローチに効用と限界があることに関係します。

(2) 法の効用と限界

法的アプローチの効用としては、まず法に基づけば誰もが同じ原則に立って問題解決がなされるという公正性、信頼性が担保されることが挙げられます。このことは特に対立する紛争当事者に関わる際に重要です。

例えば、離婚に伴う子どもの奪い合い（子の親権をめぐる争い）で対立している父親と母親は、何をもとに親権者としての適格性を判断されるのか不安になります。その際、法的な基準としては、養育のための諸環境、それまでの監護の状況、養育の意欲と能力、経済状況など、ある程度客観的に捉えられる事実が基になることが提示されます。

紛争当事者は、そうした法に基づいてフェアな判断がなされるという安心感を得ることによって、問題解決に取り組む準備ができます。そしてそのうえで、子の最善の幸福のために、親子の愛情とは何か、時とともにうつり変わる関係性など、“あいまい”で客観的に判断しえないことも考えられるようになります。そうしたプロセスを経ることによって、夫婦は離婚をしても、かけがえのない子との未来に向けた親子関係の再構築に臨んでいくことができます。

また、法の強制力は、児童虐待から子どもの命を守るときや、DVやストーカーの加害者から被害者が緊急避難するときなどの危機介入の際に必要なになります。

少年事件であれば、非行少年に注意や説得という言葉でアプローチをしても収まらない場合には、法に基づく禁止や阻止が必要になることがあります。例えば、暴走行為を繰り返したり激しい暴力をふるったりする少年たちには、まずその行動化を抑えることが重要になります。

こうした法による強制力を背景にした禁止・阻止という作用は、基本的に臨床

的アプローチにはありません。また、援助を求めない非行少年への初期介入として、法による強制力によって約束事や課題を実行させるといったことができます。

反面、法の限界は上記の効用の裏返しです。愛や憎しみをどのように捉えるのか、関係性や未来志向性といった千変万化するものには、法は対処しきれません。つまり、法による合理的判断がいかに正義にかなう正論だとしても、それが必ずしも実質的な解決に結びつくとは限らないということです。

(3) 臨床的効用と限界

ここまで述べたように、少年や家族の問題を法によるアプローチだけで解決することができるかといえば、いうまでもなく限界があります。それを臨床的アプローチが補い、実質的な解決につないでいきます。

法が示す規範や強制力に対する反作用として、人は意地になり頑なな態度をとることがあります。例えば、法的な客観基準だけで判断されて子の親権者にならなかった当事者は、意固地になり、子どもにしがみついて離さなくなることもあります。

男女の紛争には往々にして恨みや嫉妬という情念がつきまとい、その根深い感情が問題解決を阻害します。そうした人の感情や人間関係に関わる際に臨床的アプローチが必要になります。

例えば、凶悪なストーカーやDV加害者に法的対応を強化すればするほど、その加害者は攻撃性をつのらせ歪ませて、さらに過激な加害行為に及ぶことがあります。その対応には攻撃性に付随する依存性への臨床的アプローチが不可欠になります。

しかし臨床的アプローチにも限界があります。法的アプローチが一義的に法に準拠することでその安定性、信頼性を担保できるのに対して、臨床的アプローチは多義的なため、ともすれば当事者から主観的で“あいまい”だと批判されかねません。

また、対人援助者が援助の対象にしている人々は、通常何らかの悩みを抱えて自ら援助を求めてくることが多いと思います。ところが、犯罪や非行で法の俎上に載せられた非行少年たちは、法による処罰への不安や恐怖に怯え、援助者に対しても激しい攻撃性と敵意を向けてきます。それ故、非行少年が示す激しい攻撃

性、敵意にどう対処するかということが課題になってきます。

さらに、非行少年たちは自らの行動を改善しようとする意欲があまりありません。もちろん彼らも息苦しさや悩みを心の奥深くに潜ませています、それを自覚して援助を求めようとはしません。こうしたことから、非行少年に対する臨床的アプローチにおいて困難なこととして、少年に治療動機がなく援助と被援助の関係が形成し難いことや、そもそも少年が援助の場に行くことさえ拒み、本人と接触することができないことなどが挙げられます。

(4) 対人援助者と法

対人援助に関わる人々の多くは自分が関わるケースについて、それが何らかの法（法律、命令や条例など）に関係があることは理解していても、「法律は難しい。このケースでどの法律のどの条文が適用されるかわからないし、条文がわかってそれを見ても理解できない」と感じているのではないのでしょうか。対人援助者が援助対象者の様々な問題に対応するときにも、主に臨床や福祉に基づいた考え方や技法でアプローチして、法的なことは補足的に取り入れたり、そのつど法の専門家に相談すればよいと思っているのではないのでしょうか。

しかしその結果、援助が必要なときに適切な関係機関につなぐことができなかったり、今後の手続の流れが予測できず的確なアドバイスができなかったり、ということがおきます。

私たちの日常生活の大部分には法が関わっています。むしろ、法と無関係なことの方が少ないでしょう。法は、私たちの様々な生活の場面に關して一定の基準やルールを定めたものであり、多くの場合に拘束力をもちます。「拘束力をもつ」ということは、相手に対しそのルールに従うように要求できるということであり、もしこれに反した場合には、単に関係者から非難を受けるだけでなく、強制的に実行されてしまうこともありますし（例えば、離婚に伴う生活費の支払いや子どもの引渡しなど）、損害賠償金の支払いを要求されたり、時には刑事罰を科される場合もあるということです。さらに、裁判や調停などの紛争解決のための手続も法に定められています。

また行政は、人権を擁護し福祉を実現するとともに、社会生活上の各種の紛争を予防するため、法に基づいて、時には強制的に私たちの生活関係に介入してく

ることがありますし（例えば、児童虐待がある場合の子どもの保護など）、また各種の様々な行政サービスを提供しています。

対人援助者が支援の対象にしている様々な問題、援助対象者の悩みも、たいていは何らかの法に関係しています。そもそも、対人援助者が対象者に何らかの援助をすること自体が法と無関係ではありません。

例えば、スクールカウンセラーが保護者から話を聞いている際に、その保護者が児童虐待をしている可能性があると思った場合、スクールカウンセラーは保護者の了承を得られなくても虐待通告をしなければならないのか否か、もし、保護者に何も知らせないまま虐待通告をした結果、子どもが児童相談所に保護された場合、保護された子どもはどうなるのか、また、通告した者はその保護者から訴えられることはないのか、というケースを想定しても、児童虐待に関して法の定めるルールがどうなっているのか、子どもと保護者にどのような機関がどのような手続で関わるのかを知っていることが必要であり、重要であることがわかるでしょう。

他方、例えば家庭内での弱者に対する虐待に関しても、児童虐待への対応において重視される「子どもの最善の利益」とは異なり、高齢者虐待への対応の場面では、目指すべき最善の利益に関し高齢者本人の自己決定権がより重視されます。同じく家庭内での暴力であっても、DVに関しては児童虐待や高齢者虐待とは異なる被害者救済手続が定められています。

つまり、それぞれの法によって、法が目指している目的、基本的な考え方（基本理念）、関与する機関や問題への対処の仕方は必ずしも同じではありません。

当然ながら、対人援助者も法の定めたルールに従うこと、法的な根拠に基づく対応をとることが求められており、それによって援助対象者とのトラブルを回避することも可能となります。

また、対人援助者は、法制度を知ることによって、援助対象者に適した紛争解決のための手続や行政サービスを提供してくれる関係機関にうまくつなげることができます。

対人援助者は、家庭・学校・職場など様々な場面で援助対象者の抱える紛争・悩みに関与します。その際に、法の細かな条文のことは知らないまでも、少なくとも法の目的や基本理念、手続の流れなどを理解したうえで関わることによって、

よりの確な対応・アドバイスができます。対人援助者がそれぞれの実務において戸惑ったときや行き詰まったときに、法の原則は、「対人援助活動の灯台」の役割を果たすともいえるでしょう。

本書の構成は、第1部が家族に関わる問題や紛争（児童虐待，DV，離婚，高齢者虐待），第2部が学校における問題（いじめ，非行，体罰，保護者対応），第3部が職場における問題（過重労働とメンタルヘルス，ハラスメント）になっています。

本書の執筆にあたり，有斐閣書籍編集部心理学や教育学担当の中村さやかさんと法律書担当の一村大輔さんには，企画の段階から完成に至るまで丁寧なアドバイスをいただきました。感謝申し上げます。

2018年12月20日

著者を代表して

廣井 亮一
中川 利彦

著者紹介

Author

廣井 亮一（ひろい りょういち）

執筆分担 1～8章の1・3節

現在 立命館大学総合心理学部教授，臨床心理士

主著 『犯罪被害者と刑事司法』（分担執筆）岩波書店，2017。

『司法臨床入門——家裁調査官のアプローチ（第2版）』日本評論社，2012。

『カウンセラーのための法と臨床——離婚・虐待・非行の問題解決に向けて』金子書房，2012。

■ 読者へのメッセージ

今，私たちの社会は様々な問題で疲弊しています。その解決のためには，家庭，学校，職場など現場に即した，「法」と「臨床」の協働によって適切に対処することが求められます。本書は，その援助の実践を具体的に解き明かした一冊です。“援助者の小舟が荒海にもまれたときに立ち返る港”としてご活用ください。

中川 利彦（なかがわ としひこ）

執筆分担 1～8章の2節

現在 弁護士（パークアベニュー法律事務所），和歌山県子どもを虐待から守る審議会会長，NPO 法人子どもセンターの一も理事長

主著 『公認心理師エッセンシャルズ（第2版）』（分担執筆，法律監修）有斐閣，2019。

『子どもと家族の法と臨床』（共編）金剛出版，2010。

『よくわかる司法福祉』（分担執筆）ミネルヴァ書房，2004。

■ 読者へのメッセージ

心理，福祉，教育などを専門とする方々に，できる限りわかりやすく，問題解決に必要な「法制度と法的なものの考え方」をお伝えしたいと考えて執筆しましたが，実務経験の少ない弁護士が基礎知識を得るためにも有用でしょう。本書が，よりの確な対人援助活動の実践，関係機関とのスムーズな連携・協働に役立つことを願っています。

児島 達美 (こじま たつみ)

執筆分担 9～10 章 (共著)

現在 KPCL (Kojima Psycho-Consultation Laboratory) 代表, 長崎純心大学
客員教授, 臨床心理士, (一般社団法人) 日本産業心理職協会理事

主著 『産業臨床におけるブリーフセラピー』 (分担執筆) 金剛出版, 2001。

『ディスコースとしての心理療法——可能性を開く治療的会話』 (共著)
遠見書房, 2016。

『可能性としての心理療法』 金剛出版, 2008。

■ 読者へのメッセージ

多くの心理職にとって法の世界は縁遠いものかもしれません。しかし、私が
1980 年半ば、産業領域で仕事を始めたとき、労働安全衛生法の改正と共に、
自分の仕事が法の枠組みと密接に関連していることを痛感しました。これか
らの心理職には、職場はもとよりあらゆる領域で各々の法の枠組みを活かせ
る力が求められることになるでしょう。

水町 勇一郎 (みずまち ゆういちろう)

執筆分担 9～10 章 (共著)

現在 東京大学社会科学研究所教授

主著 『同一労働同一賃金』のすべて』 有斐閣, 2018。

『労働法 (第7版)』 有斐閣, 2018。

『労働法入門』 (岩波新書) 岩波書店, 2011。

■ 読者へのメッセージ

働く人一人ひとりには弱い存在ですが、支え合い、寄り添ってもらうことで、
前に進めることもあります。法は、この支え合いと寄り添いを応援する言葉
です。

目 次

Contents

はじめに	i
(1) 法と臨床の協働	i
(2) 法の効用と限界	ii
(3) 臨床の効用と限界	iii
(4) 対人援助者と法	iv

第1部 家族に関わる法と臨床的対応

第1章 児童虐待 2

第1節 児童虐待の理解と対応の基本 2

1 児童虐待とは——対人援助のための理解.....	2
2 法の定義と臨床の基本的スタンス.....	4

第2節 法の視点と対応の原則 6

1 児童虐待の法的理解.....	6
(1) 児童虐待と子どもの人権	8
(2) 児童虐待とは何か	8
(3) 子どもの視点で考える——児童虐待か否かの判断に迷うとき	10
(4) 児童虐待が起きる背景と原因	12
2 児童虐待への対応のための法制度.....	13
(1) 発見と通告	13
早期発見のための通告義務 / スクールカウンセラーと虐待通告	
(2) 調査と安全確認	16
(3) 在宅援助	17
(4) 一時保護	18
(5) 里親等への委託および施設への入所	19
3 親権と児童虐待.....	20
(1) 親権とは何か	22
(2) 親権、しつけと児童虐待	23
4 親権の制限.....	23
(1) 子どもの保護と親権の制限	23

- (2) 親権の一時停止 24
- (3) 親権喪失の申立て 26
- (4) 養親子関係の解消 26

■コラム① 法テラス 27

第3節 臨床的視点と援助的アプローチ 27

- 1 児童虐待への臨床的視点27
- 2 守秘義務と臨床的関与31
- 3 親と家族へのアプローチ33

第2章 ドメスティックバイオレンス36

第1節 DV の理解と対応の基本 36

第2節 法の視点と対応の原則 37

- 1 DV 防止法について39
 - (1) DV 問題の深刻さと難しさ 39
 - (2) DV 防止法の制定 40
- 2 ドメスティックバイオレンスとは何か41
 - (1) 配偶者からの暴力の定義 41
 - (2) DV 防止法上の配偶者とは 42

■コラム② 法律上の責任 43

- 3 保護命令制度について43
 - (1) 保護命令制度の概要 43
 - (2) 保護命令申立ての要件 43
 - (3) 申立ての手続等 44
 - 裁判所への申立て / 裁判官による審尋 / 支援センタ
ー、警察からの書類提出 / 保護命令 / 不服申立て
 - (4) 保護命令の種類 45
 - (5) 保護命令の効力 46
- 4 避難と自立支援46
- 5 DV 被害者の相談を対人援助者が受けた場合47

第3節 臨床的視点と援助的アプローチ 48

- 1 DV 被害者の身体と心の安全確保48
- 2 DV における「加害一被害」関係の明確化49
- 3 法的手続における自己決定プロセスの援助50

第3章 離婚..... 51

第1節 離婚問題の理解と対応の基本..... 51

第2節 法の視点と対応の原則..... 52

1 離婚に伴う法的問題..... 54

- (1) 離婚に関して何が問題になるか 54
- (2) 別居期間中の法的問題 54

2 離婚の手続..... 57

- (1) 離婚の種類 57
- (2) 協議離婚 57

■コラム③ 訴訟（裁判）と調停 59

- (3) 調停手続と調停離婚 59
- (4) 離婚訴訟と離婚原因 61

3 子どもの親権と面会交流..... 62

- (1) 離婚に伴う親権者の指定 62
- (2) 親権者指定の判断基準と子の意思の尊重 63
- (3) 子どもと親との面会交流 65
- (4) 養育費 67

4 離婚に伴う財産給付..... 67

- (1) 財産分与 67
- (2) 慰謝料 68

第3節 臨床的視点と援助的アプローチ..... 68

1 離婚に直面した夫婦への臨床的援助..... 68

- (1) 夫婦関係の悪循環 68
- (2) 家庭裁判所に申し立てるときの留意点 70

2 親権者の決定に関する臨床的視点..... 70

- (1) 子どもの最善の利益 70
- (2) 親権者に関する具体的確認事項と留意点 71

3 面会交流に関する臨床的視点..... 72

- (1) 面会交流の重要点 72
- (2) 面会交流を適切にするためのアプローチ 73

4 合同面接を経た「試行面接」の実施..... 75

第4章 高齢者虐待..... 77

第1節 高齢者虐待の理解と対応の基本..... 77

1 高齢化の現状..... 77

2 高齢者虐待防止法の特徴	77
第2節 法の視点と対応の原則	80
1 高齢者虐待とは	81
(1) 高齢者虐待防止法の目的と高齢者の権利擁護	81
(2) 高齢者虐待とは何か	82
法の定める高齢者虐待とは / 虐待の類型 / 虐待の判断基準	
2 高齢者虐待に対する法的対応	85
(1) 早期発見と通報義務	85
(2) 虐待への対応	86
初期対応 / 高齢者と養護者への支援	
(3) 成年後見制度の活用	87
成年後見制度とは / 成年後見人等の役割	
第3節 臨床的視点と援助的アプローチ	89
1 高齢者虐待と介護問題	89
2 扶養と介護	90
3 高齢者の心	92

第2部 学校における法と臨床的対応

第5章 いじめ

第1節 いじめの理解と対応の基本	94
1 子どもの攻撃性の変容といじめ	94
2 現代型いじめの特徴	96
第2節 法の視点と対応の原則	97
1 いじめとは何か	98
(1) いじめは重大な人権侵害	98
(2) いじめの定義	100
(3) いじめか否かを判断する際の注意点	103
(4) いじめの特徴	104
2 いじめに対する法的対応	105
(1) 学校いじめ対策組織	106
(2) いじめに対する措置	106
通報などの適切な措置を講じること＝情報共有の重要性	

／ いじめの確認・報告義務 ／ 支援、指導・助言義務 ／
安心して教育を受けられる措置を講じる義務 ／ 情報提
供義務 ／ 警察との連携義務

- (3) 重大事態への対処 109
- (4) いじめと犯罪 109
- (5) いじめている子どもへの対応 111
- (6) いじめ被害者のとりうる法的措置 112

第3節 臨床的視点と援助的アプローチ 113

- 1 対人援助者の基本的スタンス113
- 2 いじめ防止対策推進法の現在115
- 3 法的アプローチと臨床的アプローチの協働116
 - (1) 学校全体で対応する 116
 - (2) “悪者探し”をせずに事実を把握する 117
 - (3) いじめられる子といじめる子の同時ケア 117
 - (4) 関係機関との連携 118

第6章 少年非行119

第1節 少年非行の理解と対応の基本 119

- 1 対人援助のための少年法の理念119
- 2 非行少年とは120
- 3 少年犯罪の現状122

第2節 法の視点と対応の原則 124

- 1 少年法と非行少年について125
 - (1) 非行少年と少年法 125
 - (2) 少年法の理念 127
 - (3) 非行少年に必要なもの 128
- 2 非行少年に対する法的手続の流れ129
 - (1) 捜査段階 129
 - (2) 家庭裁判所への送致——全件送致主義 131
 - (3) 観護措置 132
 - (4) 家庭裁判所調査官による調査 132
 - (5) 付添人 133
- 3 少年審判と保護処分134
 - (1) 少年審判とは 134
 - (2) 試験観察 135
 - (3) 終局決定 136

①審判不開始／②不処分／③保護処分／④検察官送

4	刑事裁判における特別の措置	138
第3節	臨床的視点と援助的アプローチ	139
1	非行少年の特徴	139
2	非行少年にどう向き合うか	140
	非行の悪質性、問題性について善悪の評価をいったん保留する / 非行の意味を救助を求めるメッセージ=SOSとして受けとめる / 非行少年の語りを「徹底傾聴」する	
3	少年犯罪と犯罪被害者	141
4	非行少年と贖罪	142
5	家庭裁判所の手続にそった対人援助者の援助の方法	143
	(1) 捜査段階で 143	
	(2) 家庭裁判所に送致されるまでに 144	
	(3) 家庭裁判所に係属後 145	
	(4) 身柄付事件の場合 145	

第7章 体 罰.....147

第1節	体罰の理解と対応の基本——体罰と懲戒	147
第2節	法の視点と対応の原則	149
1	学校における懲戒について	150
2	体罰とは何か	150
3	体罰の実態と問題点	152
4	体罰をなくすために	153
5	体罰が行われた場合の法的責任	154
6	有形力の行使と体罰	155
第3節	臨床的視点と援助的アプローチ	156
1	懲戒行為が体罰にならないために	156
	様々な子どもへの手立てをもつこと / 感情的にならな いこと	
2	適切な懲戒とは	158
3	運動部活動の体罰問題	159

第8章 保護者対応_____160

第1節 保護者対応の理解と対応の基本_____160

- (1) 保護者対応の基本——傾聴 160
- (2) 事実の調査・確認 161

第2節 法の視点と対応の原則_____162

- 1 保護者対応の難しさ.....163
- 2 保護者対応の基本.....164
 - (1) まず傾聴する 164
 - (2) 安易な受け答えをしない 164
 - (3) 組織で対応する 165
 - (4) 事実関係を確認する 166
 - (5) 事実確認後の対応 166
- 3 保護者対応の「実際」.....168

第3節 臨床的視点と援助的アプローチ_____169

- 1 理不尽な要求をする保護者の攻撃性.....169
- 2 法と臨床の協働による対応170

第3部 職場における法と臨床的対応

第9章 過重労働とメンタルヘルス_____174

第1節 過重労働とメンタルヘルスの理解と対応の基本_____174

第2節 法の視点と対応の原則_____176

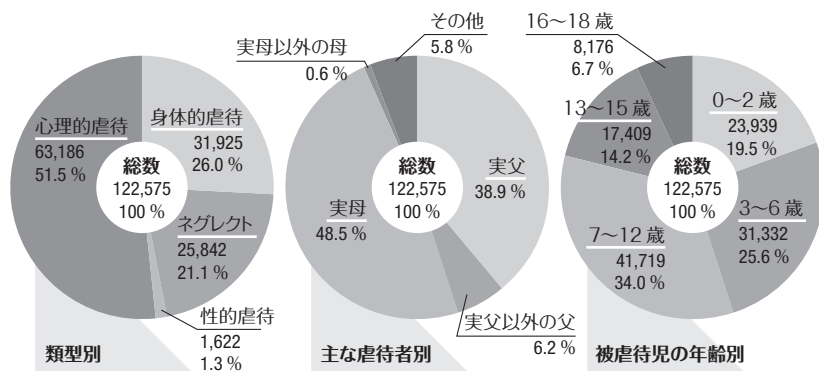
- 1 過重労働に関する法制度の理解177
- 2 労働基準法と労働安全衛生法による法規制178
 - (1) 労働基準法による労働時間規制 178
 - (2) 労働安全衛生法による過重労働・メンタルヘルス対策 180
- 3 「労働災害」の補償と保護181
 - (1) 労働者災害補償保険法による「労働災害」に対する補償 181
 - (2) 「労働災害」の認定 182
 - 労災を認定され保険給付を受けるには？／精神障害の
業務起因性認定基準／自殺の業務起因性
 - (3) 「労働災害」に対する解雇制限 185

4	病気休職制度の適用.....	186
5	会社の安全配慮義務と損害賠償	187
6	どこに相談するか——労働者のための法律相談	189
第3節 臨床的視点と援助的アプローチ		189
1	メンタルヘルス対策の実際	189
	(1) 「メンタルヘルスケアの基本的な考え方」について	190
	心の健康問題の特性 / 労働者の個人情報保護への配 慮 / 人事労務管理との関係 / 家庭・個人生活等の職場 以外の問題	
	(2) 「4つのメンタルヘルスケアの推進」について	191
2	対人援助者による3つのアプローチ	193
	(1) カウンセリング	193
	産業領域でのカウンセリングの特徴 / 予防カウンセリ ングの意義	
	(2) コンサルテーション	194
	(3) 教育・研修活動	198
	階層別教育・研修 / 内容別教育・研修	
3	ま と め	198
第10章 ハラスメント		200
第1節 ハラスメント問題の理解と対応の基本		200
第2節 法の視点と対応の原則		202
1	職場におけるハラスメントの法制度の理解	202
2	3つのハラスメント類型	203
	(1) セクシャルハラスメント	203
	(2) マタニティハラスメント	206
	(3) パワーハラスメント	207
	(4) ハラスメント行為の認定をめぐる法的問題	210
3	加害者の法的責任	211
	(1) セクシャルハラスメント（事例N）	211
	(2) パワーハラスメント（事例O）	212
4	会社（使用者）の責任	213
	(1) 加害者の行為に対する使用者責任	213
	(2) 使用者が労働者に対して配慮する義務に違反した場合	215
5	「労働災害」としての保護・補償	216
	(1) うつ病等の業務起因性	216

(2) うつ病等と自殺（死亡）の間の因果関係	218
(3) 労働者側の脆弱性等の考慮	218
6 法令に基づいた紛争予防と解決	218
第3節 臨床的視点と援助的アプローチ	220
1 メンタルヘルスケアとしてのハラスメント対応	220
2 ハラスメント問題のプロセスの理解	221
(1) エスカレートするハラスメント関係	221
(2) 相互コミュニケーションパターンに注目する	221
偽解決 / 問題の内在化	
3 ハラスメント問題への臨床的アプローチ	223
(1) 職場内相談システムの整備と活用	223
(2) 対人援助者に求められる相談対応のポイント	225
下村係長との面談 / 鈴木さんとの面談	
(3) ナラティブ・メディエーションという新たなアプローチの必要性	226
(4) 教育・研修	227
4 ま と め	228
▶コラム④ 障害者に対する差別の禁止と合理的配慮	228
引用・参考文献	231
索引（法令・条約索引／事項・人名索引）	233

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

図 1-3 ■ 児童相談所における児童虐待相談への対応件数（全国，2016 年）



（出典） 厚生労働省「平成 28 年度福祉行政報告例の概況」。

面化しにくいという特徴があり，実数をもっと多いと考えられています。

次に，虐待者では実母が最も多くて約半数を占めています。これは，子育てに関する様々な負担が母親にかかっている場合が多いことによるものと考えられます。実父の割合は年々上昇しています。

（3）子どもの視点で考える——児童虐待か否かの判断に迷うとき

児童虐待防止法 2 条の定義規定を見ると，①の身体的虐待と②の性的虐待は，虐待か否かが比較的是っきり判断できそうですが，③のネグレクトと④の心理的虐待については，「監護を著しく怠る」とは何か，「心身に有害な影響を及ぼす」とはどの程度のことを指すのか，など，実際の適用場面では判断に迷うかもしれません。それでは，次の事例 B はどうでしょうか。

事例 B

夏美は，結婚して 2 人の子をもうけたがギャンブル好きの夫の借金が原因で離婚し，現在，小学校 3 年生の長男と 4 歳の長女を 1 人で養育している。わずかながら，結婚していたときに，夫が妻名義で借ったサラ金への借金があるので，

昼は長女を保育所に預け、長男は学童保育を利用して、パートで事務の仕事をし、夕方子どもたちを引き取り、食事・入浴等の世話をし寝かせたあと、週3～4日、夜9時頃から深夜2時～3時頃まで、長男と長女をアパートに寝かせたまま仕事に出ている。

この事例Bについて虐待か否かを尋ねると、多くの人はこれは虐待ではない、と答えます。夏美（母親）は一所懸命子育てをしており、子どもを放置しているのではないからネグレクトとはいえない、という理由です。ところが、この場合もし夏美が、「生活費を確保するためにやむを得ず深夜労働している」のではなく、「子どもたちを置いて連夜恋人と飲みに出かけている」場合はどうかと尋ねると、逆にネグレクトにあたると答える人の方が多くなります。

しかし、実は両方とも子どもに対するネグレクトに該当するのです。なぜなら、夜間、幼い子どもだけが長時間放置されている状況は全く同じであり、子どもにとって不適切であることに違いがないからです。むろん児童相談所など関係機関によるその家庭への関わり方は違ってきますし、その母親に不適切であることをどのように説明するかは異なるでしょうが、いずれも、児童虐待防止法上の児童虐待なのです。

すなわち、虐待か否かを判断する基準は、それが子どもにとって有害か否か、不適切なものか否か、ということであり、親の気持ち、親が子に愛情をもって接しているか否かを基準にして判断すべきではないのです。

「虐待」という言葉の一般的なニュアンスとは異なり、虐待の有無について、加害者を非難できるか否かという点を考慮すべきではありません。「その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待というのではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、子どもの側にとって有害な行為であれば虐待なのです。」（日本子ども家庭総合研究所、2014。しつけと児童虐待に関しては本節3(2)で説明します。）

「児童虐待」という言葉は、その親を非難するためのキーワードではなく、不適切な養育環境に置かれている子どもを救い、子育てに困っている親子・家族を援助するためのキーワードなのです。

1989年に国連で採択された子どもの権利条約は、子どもも大人と同じ権利を

有しこれを行行使する主体であることを明らかにしましたが、この条約はその3条1項において「子どもにかかわるすべての活動において、……子どもの最善の利益が第一次的に考慮される」と定めています。2016年の児童福祉法の改正により、児童福祉法2条1項にも趣旨の規定がおかれしました。私たちが子どもに関わる場合に常に忘れてならないのは、この「子どもの最善の利益」という視点です。

児童虐待防止法は子どもの権利擁護のための法律であり、児童虐待については、それが子どもに対する重大な人権侵害であることを前提に、子どもの最善の利益を実現するという観点から、子どもの視点で虐待か否かを判断し、対応することが重要なのです。

さて、事例Aの③④⑥では、先に述べたように子どもの問題行動に対する母親の対応が子どもにとって有害または極めて不適切であることについて異論はないでしょう。

(4) 児童虐待が起きる背景と原因

児童虐待はなぜ起きるのでしょうか。先に述べたように、必ずしも親が子どもを嫌いだから、憎いと思っているから虐待が起きる、という訳ではありません。児童虐待は、決して親子、家族だけの問題ではなく、社会的、経済的要因など様々な要因が関係して起きるものなのです。

多くの場合、子育て・しつけの仕方がわからない、子どもの発達への無理解、周囲に援助してくれる人がいない（「孤育て」）などの事情が児童虐待の背景にあります。また失業や貧困など生活上のストレスが原因となることも多いのです。他方、子どもが親の言うことを聞かないなど育てにくい子どもである場合もあります。そして親に精神疾患がある場合や親自身が子どものときに虐待を受けていたというケースも少なくありません。

Note

- 1 母子保健施策（母性及び乳幼児の健康の保持・増進に関する施策。乳幼児健康診査など）が乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資することは母子保健法に明記されています（5条2項）。その一環として児童虐待の発生予防のため、市町村は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の設置に努めるものとされています（母子保健法22条）。

それでは、このように様々な要因で起きる児童虐待にはどのように対応すべきなのでしょう。

2 児童虐待への対応のための法制度

(1) 発見と通告

早期発見のための通告義務

児童虐待については、児童福祉法と児童虐待防止法に様々な規定が置かれています。

まず虐待を受けたと思われる児童を発見した者は誰でも、速やかにこれを市町村か都道府県の設置する福祉事務所（以下、この節では市町村と福祉事務所を合わせて「市町村等」といいます）、または児童相談所²に通告しなければなりません（児童虐待防止法6条1項、児童福祉法25条1項）。児童相談所は、すべての都道府県と指定都市に設置されています（指定都市以外の政令が定める市と特別区も設置が可能）。なお児童相談所というのは法律上の名称ですが、自治体によっては、子ども相談センターなどの名称がつけられています。

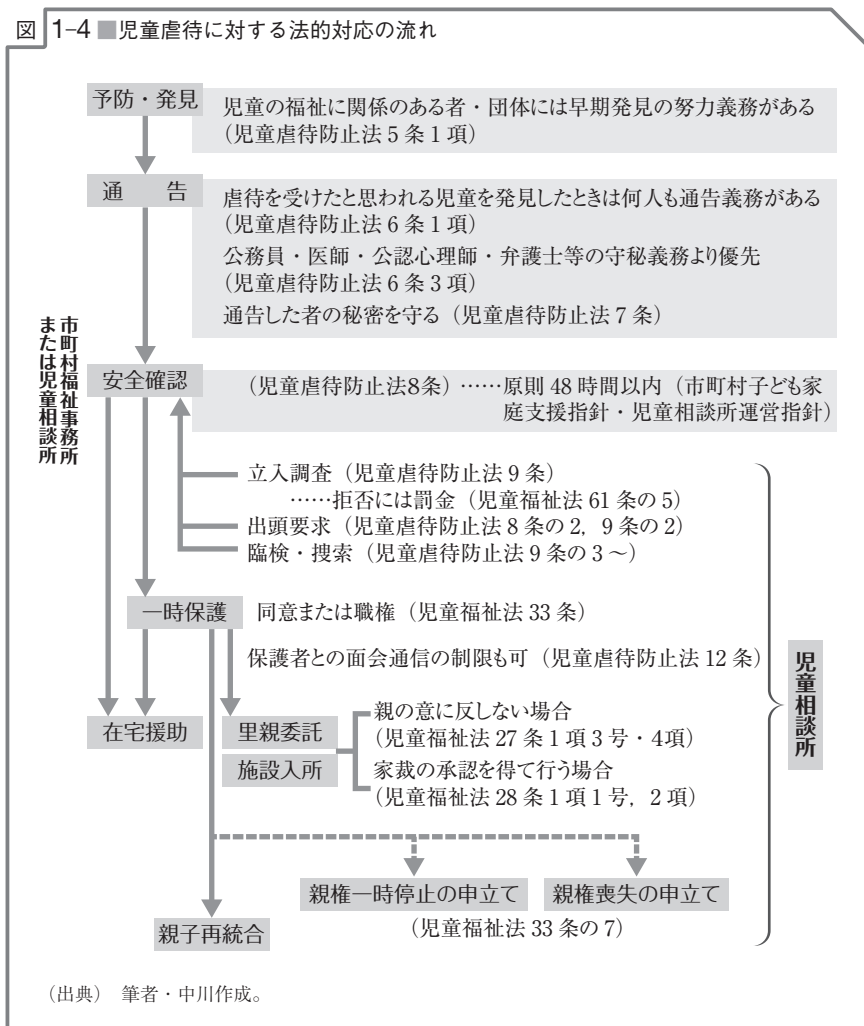
国民すべてに通告義務が課せられていますが、罰則やペナルティはありません。「児童虐待を受けた児童」ではなく、「受けたと思われる児童」となっているので、一般の人から見て児童虐待ではないかとの疑いをもつ状況にあれば、通告しなければなりません。通告という言葉はずいぶん堅苦しく聞こえますが、方法や形式は特に定められていませんから、電話などで連絡をすればよいのです。虐待通告を「密告」のようなイメージで受け取る人もありますが、むしろ、子どもを救うため、あるいは子育てに困っている家庭に行政が支援の手を差し伸べるきっかけとして「通告」がある、と考えてください。

ところで多くの場合、虐待は家庭という密室内で行われ、子どもから助けを求めることは困難です。そこで学校や病院など子どもの福祉に業務上関係のある団体や、教師、医師、弁護士など子どもの福祉に職務上関係のある者は、虐待の早

Note

- 2 児童相談所の組織、具体的な業務や児童虐待への対応、関係機関との役割分担、その他児童相談所については、厚生労働省「児童相談所運営指針」を参照。

図 1-4 ■ 児童虐待に対する法的対応の流れ



期発見に努めなければならないとされています（児童虐待防止法 5 条）⁵。

学校で教師やスクールカウンセラーが虐待ではないかと疑われる事情を知った

Note

- 3 児童虐待の早期発見，早期対応のため，医療機関，保育所などの児童福祉施設，学校等が，要支援児童，要保護児童や特定妊婦と思われる者を把握したときは，その情報を市町村に提供するように努めなければならないとされています（児童福祉法 21 条の 10 の 5）。

場合、あるいは医療機関で医師が虐待による受傷ではないかと疑う事情があった場合、教職員や医師が、虐待か否かを確認しようとして保護者などから詳しく話を聞こうとすることがあります。しかしまず通告すべきであり、保護者の弁解を聞く必要はありません。また、通告するか否かを判断する際には、仮に親が弁解してもそれを考慮すべきではありません。虐待か否かを判断するのは通告者ではなく、市町村等や児童相談所です。

そして、わざと間違った通告をしたような場合を除き、通告後、結果としてそれが虐待でなかったことが判明しても、通告した者が責任を問われることはありません。

通告を受けた市町村等や児童相談所は、通告した者が誰かがわかるような情報を漏らしてはならないと定められています（児童虐待防止法7条）。

事例Aでは、学校は、母親の子どもへの関わり方が子どもにとって有害または不適切であることがわかった段階で、その原因の如何を問わず直ちにこれを市の担当部局か児童相談所に通告する必要があります。

スクールカウンセラーと虐待通告

それではスクールカウンセラーが、子ども本人や虐待している親自身からひそかに虐待の事実を告げられ、「担任や学校長などに話さないでほしい。児童相談所などに通告はしないでほしい」と頼まれた場合はどうでしょうか。

虐待を受けている子どもは、親から他言を強く禁止されていることがありますし、そうでなくてもこれから先ずっと親のもとで生活しなければならないと思っているので、なかなか自分から虐待を受けていることを話そうとはしません。また虐待について聞かれても、否定することさえ珍しくありません。子どもがスクールカウンセラーや担任に虐待の事実を告げても、それを内緒にしておいてほしいと頼むことは少なくありません。また親も、子育ての悩みやつらさをスクールカウンセラーに話す中で、スクールカウンセラーが秘密を守ることを前提に虐待の事実を打ち明ける場合があります。

しかし法律では、公務員や医師、弁護士、公認心理師など法律上の守秘義務を負う場合でも、通告義務が守秘義務に優先するとされていますから、通告したからといって守秘義務違反に問われることはありません（児童虐待防止法6条3項、児童福祉法25条2項）。また、通告しても個人情報保護法や個人情報保護条例に違

ます。

まず犯罪行為の時点で18歳未満の者に対しては死刑を言い渡すことができず、死刑を科すべき場合には無期懲役が言い渡されます。そして無期懲役を科すべき場合には有期懲役に減軽することができます（少年法51条）。また、成人の場合の定期刑とは異なり、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡すことになっています。長期の上限は15年で短期の上限は10年です（例えば「2年以上5年以下の懲役」など。少年法52条）。これは少年が可塑性に富み、成人よりも教育による改善・更生が期待できることから、服役により改善の効果があつたと認められれば、成人の場合よりも早く刑を終了させることができるようにしているのです。

第3節 臨床的視点と援助的アプローチ

1 非行少年の特徴

対人援助者が通常、援助の対象にしている人々は、何らかの悩みを抱えて援助を求めてくることが多いと思います。ところが、非行少年はそのような対象者とは少し違うため、対人援助者は戸惑うことがあります。

非行少年の定義で説明したように、非行少年とは犯罪や触法行為をして法の組上に載せられた少年たちです。非行少年たちの立場からすれば、警察や家庭裁判所がいくら少年たちの健全育成を目的にして関わったとしても、彼らの当初の認識は異なり、罰せられることへの怖れと警戒心、敵意などで自らの殻を固く閉ざしています。それだけに彼らとの援助関係を築くことが難しくなります。

そして、非行という行為自体は少年たちに苦痛を及ぼすものではなく、むしろ快感や利得を与えています。例えば、麻薬や覚せい剤は快の刺激を与え、暴走行為はスリルやギャラリーからの注目をもたらしています。窃盗（万引など）はまさに財物の利得や遊びを目的にしたものです。

そのため、少年たちが非行という問題行動を改善したり自ら援助を求めようとしたりすることは、当初はありません。もちろん彼らも息苦しさや困難さを奥深くに潜ませているのですが、それを自覚して援助を求めようとはしません。した

がって、非行少年へのアプローチにおいて困難になることは、援助的関係が形成し難いということです。

さらに、非行少年は、彼らの内にある憎悪、恨み、激しい攻撃性、といった極めてネガティブな感情で自らを破滅させないために、非行という問題行動でネガティブな感情を発散しようとする場合があります。そうした行動化に対処するためには、「行動」を「言葉」に置き換えていくアプローチが有効な場合が多いのですが、非行少年の多くは言葉による表現能力が乏しいため、結局非行という行動を繰り返してしまいやすいのです。

2 非行少年にどう向き合うか

では、このような非行少年に対人援助者はどのようにアプローチすればよいのでしょうか。その要点は以下の3点です。

非行の悪質性、問題性について善悪の評価をいったん保留する

非行は悪い行為ですが、対人援助者がその行為の悪質性や問題性を初めから指摘すると、非行少年は殻を閉ざしてしまい、彼らとの関係が形成できなくなってしまう。そこで、まず非行行為の善悪の評価をいったん保留することです。非行をしたことを不問に付すのではなく、犯した罪に少年が向き合えるようになるまで保留するということです。

非行の意味を救助を求めるメッセージ=SOSとして受けとめる

非行を起こしたことの意味を、非行少年が対人援助者に向けて「助けて」「苦しいよ」と救助信号を発したものとして受けとめてください。非行少年が不貞腐れたり反抗的な態度をとったりしても、高圧的に抑えついたり罰をちらつかせたりして叱責するような対応は効果がありません。少年をそのまま受容しながら、彼らが対人援助者に何を伝えようとしているのかを理解してください。すると、徐々に少年との援助関係が形成されてきます。最初はそのように受けとめることが難しいと思いますが、対人援助者が非行少年に関わるためのトレーニングにもなります。

非行少年の語りを「徹底傾聴」する

非行少年たちの語りに真剣に耳を傾けると、彼らは一様に堰を切るように自分の思いや抑えていた感情を吐き出します。警察や検察で供述できなかったこと、

第2節 法の視点と対応の原則

事例 M

銀行員の秋山さんは、入行以来、持ち前の明るさと仕事に対する責任感の強さにより、行内での評価を高めていた。この間、経済状況の変化とともに、この銀行もさらなる営業展開の必要性に迫られていた。そこで、秋山さんは4月に新たに配属された支店で初めて法人営業業務を担当することになったが、多忙を極め、ほぼ毎日残業が続き、疲労が蓄積していった。

配属から半年ほど過ぎた頃、妻から「顔色が悪いので少し休んだ方がいいのでは」といわれたが、病弱な妻に心配をかけまいと家庭ではできるだけ明るく振舞い、また、「休めば仕事が回らなくなり同僚に迷惑をかけるから」といって断り、出勤し続けた。慣れない支店での法人営業で、精神的な緊張も少なからずあった。上司も、秋山さんの業務遂行能力の低下に気付き、そのために時間外勤務が長くなりがちであったため、声がけはするものの、「大丈夫です」という言葉に、上司も見守りつつ励まし続けた。

- * 時間外労働時間数（週 40 時間を超える労働時間数。つまり残業した時間）は、直前の 1 カ月間は 110 時間、直前 3 カ月間の平均でも月 98 時間であった。
- * 秋山さんの会社の就業規則には、病気休職制度が定められている。それによると、1 年 6 カ月間は健康保険の傷病手当金を受給しながら休職することが可能とされており、「1 年 6 カ月間の病気休職期間が満了しても、病気が治癒せず職務に復帰できないときは退職とする」と規定されている。
- * 秋山さんの会社には健康管理室が設けられており専任の保健師が常駐している。産業医が月 2 回、さらに、臨床心理士の資格をもつカウンセラーが週 1 回来所して援助活動を行っている。

1 過重労働に関する法制度の理解

過重労働とそれに伴うメンタルヘルス問題は、大きく以下のように分けられます。

- ① 過重労働や健康被害を「予防」するための労働基準法や労働安全衛生法による法規制。
- ② 不幸にも病気など健康被害が生じた場合に事後的に「補償」をする労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」）などの法制度。

まず、①「予防」（過重労働を抑止して労働者の健康を確保すること）を目的とする法規制として、労働基準法および労働安全衛生法の諸規定があります。これは、労働時間の上限規制、会社（「使用者」という言葉を使う場合もありますが、以下原則として「会社」といいます）が労働組合¹や労働者の代表と結ぶ36協定²による時間外・休日労働の規制、医師による面談指導など、その詳しい説明は次の2で行いますが、現状では、過重労働の抑止策として必ずしも十分に機能していないという面もあります。

また、②の「補償」については、過重労働によって不幸にも病気になったり災害を被ったりした場合の事後的な法的保護・救済として、以下のように、いくつかの制度があります。

第1に、病気や災害が「労働災害」にあたると判断される場合には、労災保険法による国からの手厚い法的補償が与えられます。また、「労働災害」による病気・けがの療養のために休業している期間は、会社から解雇されないという保護

Note

- 1 労働組合とは、労働者が、会社との交渉により経済的な地位の向上を図ることを主な目的として、自主的に結成する団体のことをいいます。
- 2 36協定（「さぶろくきょうてい」）とは、これが労働基準法36条に基づく労使協定（会社と労働組合や労働者の代表等との間で結ばれるルール）であるためこのように呼ばれています。会社が法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えた時間外労働を命じる場合に必要となります。会社は、事業場に労働者の過半数を組織する労働組合がある場合にはその過半数組合、過半数組合がない場合には労働者の過半数を代表する者（本章ではこの2つを合わせて「過半数組合等」といいます）と労使協定を締結し、これを労働基準監督署に届け出た場合、その定めに従って時間外・休日労働をさせることができます（36条1項）。この過半数組合等との書面による協定は労働基準監督署長に届け出る必要があります。もし、届け出をしないで時間外労働をさせると、労働基準法違反となります。

(労働基準法 19 条) もあります (3 参照)。この労災保険法による補償は、労働基準監督署での手続を経て国からなされるものです。

第 2 に、会社に安全配慮義務違反があったことを理由として、直接、会社の責任を問う（会社に損害賠償を請求する）こともできます（本節 5 参照）。

過重労働による病気等が、私的な疾患や出来事が原因となっていて「労働災害」にあたらない場合については、会社の就業規則上の病気休職（または傷病休職）制度によってその取扱いが定められていることが一般的です。病気休職の期間は、短いものでは 1 カ月、長いものでは 3 年間など、会社の就業規則によってさまざまですが、多くの就業規則では、この期間が満了しても病気が治癒せず職務に復帰できないときには退職（または解雇）とするとの定めとなっています。ただ、実際にこの期間が経過しても病気が完治せず、従前の職務に完全に復帰することが難しい場合、会社は期間満了によりその労働者を退職させる（または解雇する）ことができるのでしょうか。例えば、労働者が復職するときに、会社に対して病状に応じた一定の配慮（例えば負担の小さい短時間勤務など）を求めて何とか復職することができる場合もあります。これらの問題は、その会社の就業規則の規定や裁判所によるそのケースの解釈等によって判断されることになります (5 参照)。

対人援助者は、これらの法律問題について、その枠組みと内容を正確に理解したうえで、これらの法律知識を背景に、それぞれの状況にあったケアを適切に講じていくことが重要になってきます。以下、順序立てて説明します。

2 労働基準法と労働安全衛生法による法規制

(1) 労働基準法による労働時間規制

過重労働は法的に制約なく行わせることができるわけではありません。その法的制約の代表的なものが、労働基準法（以下カッコ内は「労基法」）による労働時間規制です。これにより過重労働を防止しています。

労働基準法によると、会社は、労働者に、1 週 40 時間を超えて労働させてはならず、かつ、1 日 8 時間（休憩時間は除く）を超えて労働させてはならない（労働時間の上限規制）とされています（労基法 32 条）。また、少なくとも週に 1 日の

しん り しよく えんじょしよく ほう りんしょう
心理 職・援助 職のための法と臨床
——かぞく がっこう しょくば さき き そ ちいき
——家族・学校・職場を支える基礎知識

Law and Clinical Practice for Psychologists and Helpers

2019年2月10日 初版第1刷発行

著 者

ひろ い りょう いち
廣 井 亮 一
なか がわ とし ひこ
中 川 利 彦
こ じま たつ み
児 島 達 美
みず まち ゆう いち
水 町 勇 郎

発 行 者

江 草 貞 治

発 行 所

株式 有 斐 閣
会社



郵便番号101-0051

東京都千代田区神田神保町2-17

電話(03) 3264-1315〔編集〕

(03) 3265-6811〔営業〕

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

組版・有限会社ティオ

印刷・大日本法令印刷株式会社／製本・牧製本印刷株式会社

© 2019, Ryoichi Hiroi, Toshihiko Nakagawa, Tatsumi Kojima,

Yuichiro Mizumachi. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-17438-2



本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。